

1 募集要項に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	1	2	2.1	2.1.4	事業の目的	「脱炭素化に関連する補助金事業を活用し事業を実施する」とありますが補助金事業の内容や補助金を受けるための具体的な条件についてご教示下さい。	例として、「建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業」が挙げられます。
2	1	2	2.1	2.1.4 2.1.5	事業の目的 対象施設及び対象業務	2.1.4の事業の目的で、脱炭素化に関連する補助金事業を活用し事業を実施するとあり、2.1.5の(1)の対象施設、第1浄水場で、再生可能エネルギー設備を導入する、とされています。提案については、補助事業のメニューに沿った再生可能エネルギーの提案を行う必要がありますか、それとも提案と補助金事業とは切り離れた提案でよいでしょうか。	優先交渉権者選定基準を鑑み、ご提案ください。
3	3	3	2.1	2.1.5	対象施設及び対象業務	基本設計業務にて検討した結果、要求水準書等の本事業の条件では浄水場運転に支障があると判断した場合、事業内容を全面的(整備内容、金額、工期)に見直すことは可能でしょうか。	現時点では想定しておりません。
4	5	2	2.1	2.1.9	見積上限額	本事業に関する種別ごとの予定価格をご教示ください。実施方針に対する回答では、募集要項等の公表時に示すとされています。	設計建設工事請負契約2,615,000,000円 運転維持管理業務委託契約1,139,000,000円 いずれも消費税及び地方消費税を除きます。
5	5	2	2.1	2.1.9	見積上限額	設計建設業務と運転維持管理業務の内訳を公表願います。また、設計建設業務においては、工種(土木、建築、機械、電気)毎の公表をお願いします。	設計建設工事請負契約2,615,000,000円 運転維持管理業務委託契約1,139,000,000円 いずれも消費税及び地方消費税を除きます。
6	5	2	2.1	2.1.9	見積上限額	様式Ⅲ-3 提案価格書を作成するにあたり、金抜設計書を開示頂けないでしょうか。競合する他社とで実施する業務内容に相違がある場合、事業費の見積額に相違が生じる可能性があり、競争性の観点からも不合理となることが想定されます。	設計建設業務と運転維持管理業務の内訳のみ公表します。
7	5	2	2.1	2.1.9	見積上限額	「本事業の見積上限額は次のとおりとする。3,754,000,000円(消費税及び地方消費税を除く)」とありますが、本事業の見積上限額は、市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映させているとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	7	3	3.2	3.2.1	応募者の構成	3.2.1応募者の構成、【別紙4】事業スキーム(例)、及び前回の「実施方針及び要求水準書(案)」公表時の実施方針に対する質問No.35、No.49に対する回答から改めて質問致します。①応募グループ(構成員)の代表企業と特別目的会社(SPC)の代表企業は異なる企業で問題ないとの理解で宜しいでしょうか。②応募グループ(構成員)の代表企業はプロポーザル参加資格の申請及び応募手続きを実施するとの理解で宜しいでしょうか。	①②ご理解のとおりです。
9	9	3	3.2	3.2.2	(2)各業務の実施企業の資格要件	実施方針及び要求水準書(案)公表時にも同内容の質疑(実施方針に対する質問No.37)を行い、「ご理解のとおりです。」と御回答頂きましたが改めて質問させていただきます。①設計に関する要件のE)で求められている実績は基本計画設計または実施詳細設計という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

1 募集要項に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
10	9	3	3.2	3.2.2	(2)各業務の実施企業の資格要件	①設計に関する要件について、「令和6・7・8年度篠栗町競争入札参加資格者名簿の測量・建設コンサルタント等に登録された者であること」と記載があります。実施方針及び要求水準書(案)公表時にも同内容の質疑(実施方針に対する質問No,38)を行い「本件の工事内容に該当する、測量、土木関係建設コンサルタント、地質調査に登録されている者という理解でよろしいでしょうか。」との質問に「ご理解のとおりです。」と御回答頂いております。従って、測量・建設コンサルタント等に登録され、登録部門は測量、土木関係建設コンサルタント、地質調査であることの理解で宜しいでしょうか。	測量・建設コンサルタント等に登録されていることを条件としますが、土木関係建設コンサルタント(上水道及び工業用水道部門)に登録されていることが望ましいと考えます。
11	10	3	3.2	3.2.2	(2)各業務の実施企業の資格要件	イ)に、「10年以上の運転管理業務委託の実績を有すること。」とありますが、「同一施設で継続して10年の実績を有する」との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	同一施設でなくても可能とします。
12	10	3	3.2	3.2.2	(2)各業務の実施企業の資格要件	「イ)国内で水道事業又は水道用水供給事業に係る浄水場(急速ろ過方式、浄水処理能力4,200m ³ /日以上)で24時間365日連続して、平成22年4月1日以降に10年以上の運転監視における運転管理業務委託の実績を有すること。」とあります。これは同一施設で10年間にわたり、複数回契約を更改し運転管理を受託している実績が求められるとの理解でよろしいでしょうか。	同一施設でなくても可能とします。
13	10	3	3.2	3.2.2	(2)各業務の実施企業の資格要件	実施方針及び要求水準書(案)公表時にも同内容の質疑(実施方針に対する質問No,42)を行い、「ご理解のとおりです。」と御回答頂きましたが改めて質問させていただきます。③運転維持管理企業のイ)で求められている実績は、平成22年4月1日以降に契約し完了した実績という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	10	3	3.2	3.2.2	(2)各業務の実施企業の資格要件	カ)に、「浄水場運転管理の実務経験」とは、「急速ろ過方式で、4,200m ³ /日以上での実務経験」が必要との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
15	10	3	3.2	3.2.2	(3)応募者の制限	審査委員のリストを開示頂くことは可能でしょうか。	公平性を担保するため、現時点では開示できません。
16	10	3	3.2	3.2.2	(4)応募者が参加資格を喪失した場合の取り扱い	①及び②に「提出書類」とありますが、提出書類とは提案書類との理解でよろしいでしょうか、ご教示ください。	ご理解のとおりです。
17	11	3	3.2	3.2.3	(1)特別目的会社の設立	本項では運転維持管理業務委託契約の契約締結までに特別目的会社(SPC)を設立すると記載されています。一方で、基本契約書(案)第8条2項では、運転維持管理業務委託契約を基本契約書の契約締結日付で締結すると記載されています。SPC設立には2カ月程度要するため、前者が正であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。優先交渉権者との最終案協議時に修正します。

1 募集要項に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
18	11	3	3.2	3.2.3	(3)SPC代表企業	本項では運転維持管理企業がSPC代表となる旨、記載されています。一方で、募集要項7頁によると応募グループの代表企業は特に指定されておらず、要求水準書11頁④において運転維持管理業務責任者は統括責任者を兼務することができるとされており、SPC代表企業と同一企業となることも可能であるとの理解です。実施方針に対する質問No.49の回答では、それぞれ異なるものと回答されています。考え方についてご教示ください。	応募グループとSPCの代表企業は同一である必要はありません。
19	11	3	3.2	3.2.3	特別目的会社（SPC）の設立に関する要件	(3)について、応募グループの代表企業はSPCの代表企業と同一でも異ってもよいと理解しています。応募グループの代表企業がSPCの代表企業と同一でも異なってもよいとされた理由・意図について、ご教示ください。	運転維持管理業務が長期にわたり主となることを鑑み、運転維持管理企業を代表とするSPCの設立がなされれば問題ないと考えます。
20	11	3	3.2	3.2.3	(5)SPCの株式	本項では、貴町の承諾を除き、株式の譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならないとされています。一方で、基本契約書（案）別紙2では1.設立当初、2.運転維持管理業務開始時から事業期間終了時までとそれぞれ株主構成を記載する様式となっております。本事業においては、運転維持管理業務委託契約をSPCと締結する建付けとなっているものと思慮します。株主構成の変更を想定されていますでしょうか。	現時点では想定していません。
21	14	3	3.4	3.4.7	提出書類の取り扱い	情報公開に際しての開示情報は、事前に貴町と協議いただけるものという理解でよろしいですか。一方的に開示された場合、今後の事業活動に著しい影響が生じる可能性があるため、ご理解いただきたく存じます。	ご理解のとおりです。
22	15	3	3.5	3.5.4	応募の中止等	競争性を確保し得ないと認められる場合とは、1社あるいは1グループのみのエントリーを想定されていますでしょうか。	1社あるいは1グループのみのエントリーは、競争性を確保し得ないと認められる場合ではないと考えます。
23	16	5	5.1	5.1.1	基本契約の締結	「篠栗町は、優先交渉権者と交渉を行い、本事業に係る基本的事項を定めた基本契約を締結する。」とありますが、交渉内容をご教示下さい。	例えば、基本契約書内別紙3の異常事態発生時における受注者の協議ルールや、を想定しています。
24	16	5	5.1	5.1.1	基本契約の締結	「ただし、交渉が成立しなかった場合又は基本契約の締結までに辞退した場合は、次順位者と協議を行う。」とありますが、交渉が成立しなかった場合とは何を想定されているかご教示下さい。	現時点では想定していません。
25	17	5	5.2	5.2.2	本事業で予想されるリスク	【別紙3】リスク分担表（案）番号38について 設定した原水水質を超える変動は17年間の管理の中で起こりえる大きな脅威となります。懸念される項目（原水濁度・アンモニア態窒素・マンガン・ジェオスミン臭気濃度等）における原水引渡し条件をご提示いただけますでしょうか。	「要求水準書2.2(2)原水水質及び浄水水質」、並びに「要求水準書別紙4水質検査結果」等の原水水質を考慮し、提案書に示された原水水質を超える変動とします。
26	17	5	5.2	5.2.2	本事業で予想されるリスク	【別紙3】リスク分担表（案）番号38について 「設置した原水水質を超える変動」とありますが、要求水準書別紙4「水質検査結果」に示される原水水質がこれにあたると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

1 募集要項に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
27	18	6	6.1	6.1.2	原水水質及び浄水水質	①原水水質は要求水準書に示すとおりと記載されていますが、要求水準書15頁2.2(2)原水水質及び浄水水質との理解でよろしいでしょうか。 ②資料閲覧時に原水水質を公表頂きましたが、六価クロムや色度等が著しく高い数値となっております。当該原水水質を鑑み、浄水方式を検討し、要求されている浄水水質を満たすよう設計するとの理解でよろしいでしょうか。ご回答が正である場合、想定されている基本設計での最大リスクを考慮した浄水方式においても処理困難であり、上限額の範囲内での浄水方式とすることが困難ではないでしょうか。考え方をご教示ください。	①「要求水準書2.2(2)原水水質及び浄水水質」、並びに「要求水準書別紙4水質検査結果」とします。 ②特に六価クロムにおいては当初想定していなかったため、要求水準書等で提示している予定価格の積算では計上しておりませんが、山王取水井の整備は本事業で行いたいと考えており、山王川の表流水については水質検査を継続的に行います。また、本事業の内容の理解を官民で深めるため、希望する応募グループに対して技術対話を行うとともに、事業者提案を期待しております。
28	18	6	6.1	6.1.2	原水水質及び浄水水質	①原水水質は要求水準書に示すとおりと記載されていますが、要求水準書15頁2.2(2)原水水質及び浄水水質との理解でよろしいでしょうか。 ②資料閲覧時に原水水質を公表頂きましたが、六価クロムや色度等が著しく高い数値となっております。当該原水水質を鑑み、浄水方式を検討し、要求されている浄水水質を満たすよう設計するとの理解でよろしいでしょうか。ご回答が正である場合、想定されている基本設計での最大リスクを考慮した浄水方式においても処理困難であり、上限額の範囲内での浄水方式とすることが困難ではないでしょうか。考え方をご教示ください。	①「要求水準書2.2(2)原水水質及び浄水水質」、並びに「要求水準書別紙4水質検査結果」とします。 ②特に六価クロムにおいては当初想定していなかったため、要求水準書等で提示している予定価格の積算では計上しておりませんが、山王取水井の整備は本事業で行いたいと考えており、山王川の表流水については水質検査を継続的に行います。また、本事業の内容の理解を官民で深めるため、希望する応募グループに対して技術対話を行うとともに、事業者提案を期待しております。
29	別紙3				第三者への賠償	事業者に△がついているのですが、どのような場合に事業者負担となる想定か具体的にご教示下さい。	現時点で具体的に示すものではありませんが、事業者が「通常の業務履行において善管注意義務を怠った場合以外」において、発注者とともに事業者も負担することが適切な事項が発生した場合を想定しています。
30	別紙3				第三者への賠償	番号「12」及び「14」で事業者が従負担となっています。貴町が想定されている「事業者が従負担」となるケースについて、ご教示ください。	現時点で具体的に示すものではありませんが、事業者が「通常の業務履行において善管注意義務を怠った場合以外」において、発注者とともに事業者も負担することが適切な事項が発生した場合を想定しています。
31	別紙3				第三者への賠償	第三者への賠償において、12、14のリスクは貴町の分担と考えます。事業者が負うリスクは11、13で明確にされています。12、14においてどのような場合を想定しているのか、ご教示ください。	現時点で具体的に示すものではありませんが、事業者が「通常の業務履行において善管注意義務を怠った場合以外」において、発注者とともに事業者も負担することが適切な事項が発生した場合を想定しています。
32	別紙3				第三者への賠償	「通常の業務履行において善管注意義務を怠った場合」以外のリスクについて、事業者欄にて△としている理由をご教示ください。（善管注意義務を果たしてもなお避けられない損害については、貴町にてご負担いただけないでしょうか。）	現時点で具体的に示すものではありませんが、事業者が「通常の業務履行において善管注意義務を怠った場合以外」において、発注者とともに事業者も負担することが適切な事項が発生した場合を想定しています。
33	別紙3				第三者への賠償	施設・設備の劣化等による事故のリスク分担について、事業者欄に○又は△が記載されていますが、事業者の責めによらない事由により第三者に生じた損害の賠償は貴町にてご負担いただけると解釈してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	別紙3				事故・災害	番号「19」で事業者が従負担となっています。貴町が想定されている「事業者が従負担」となるケースについて、ご教示ください。	現時点で具体的に示すものではありませんが、発注者とともに事業者も負担することが適切な事項が発生した場合を想定しています。

1 募集要項に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
35	別紙 3				事故・災害	施設・設備の劣化等による事故において、19のリスクは貴町の分担と考えます。事業者が負うリスクは18で明確にされています。19においてどのような場合を想定しているのか、ご教示ください。	現時点で具体的に示すものではありませんが、発注者とともに事業者も負担することが適切な事項が発生した場合を想定しています。
36	別紙 3				設計・施工段階	「発注者の責めによる設計・施工範囲の縮小」について、事業者の欄に△を記載している理由をご教示ください。（貴町の責めによる場合ですので、リスクは貴町にてご負担いただけないでしょうか。）	現時点で具体的に示すものではありませんが、発注者とともに事業者も負担することが適切な事項が発生した場合を想定しています。
37	別紙 3				維持管理設備	設定した原水水質を超える変動と記載されていますが、設定した原水水質を明確にお示しいただけないでしょうか。資料閲覧時に公表されている山王取水井の原水水質を踏まえた原水水質をご教示下さい。	「要求水準書2.2(2)原水水質及び浄水水質」、並びに「要求水準書別紙4水質検査結果」等の原水水質を考慮し、提案書に示された原水水質を超える変動とします。山王取水井についての原水水質については想定しておりません。
38	別紙 3				維持管理設備	番号「46」は貴町が主負担となっています。番号「45」以外で、貴町が想定されているケースについて、ご教示ください。	「第1浄水場、山王取水井の新設施設・設備、及び既設利用の対象施設」以外の事故・故障を想定しています。
39	別紙 3				物価変動	備考欄の2行目に、その割合は計建設工事請負契約書（案）及び…とあります。詳細設計・建設工事契約書（案）と読み替えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	1	第1章	2	2.3	(1)事業の目的	活用予定の補助金の内容、名称は具体的にお示しいただけませんか	例として、「建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業」が挙げられます。
2	1	第1章	2	2.3	(1)事業の目的	「脱炭素化に関連する補助金事業を活用し事業を実施する」とありますが、補助金のメニューをご教示ください。また、補助金の申請は、貴町で行う認識でよろしいでしょうか。	例として、「建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業」が挙げられます。補助金の内容によっては、合同で行う可能性もあります。
3	2	第1章	2	2.4	(1)対象施設	【表1】山王取水にて一日最大取水量：700m ³ /日とあります。現地見学会で揚水量及び原水水質（8月分）の開示があり、原水水質の複数項目にて基準値を上回る数値が出ております。特に六価クロムは現状想定しうる設備では除去が不可能であり、基本設計及び予定価格には想定がなされていないと思慮しますが、対応に關しての技術対話の機会を設けていただくことは可能でしょうか。	本事業の内容の理解を官民で深めるため、希望する応募グループに対して技術対話を行います。
4	5	第1章	2	2.4	(2)対象業務	①既設の計画修繕については、本事業の対象外であり、貴町にて対応されとの理解でよろしいでしょうか。 ②新設設備の計画修繕については、記載が無いため、見積上限額に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。 ③新設設備に関して、見積上限額に含まれずとも、事業者による費用負担により計画修繕を行うものと貴町が想定されている場合は、要求水準書7頁④契約不適合責任に該当する場合に限定されとの理解でしょうか。	①②ご理解のとおりです。 ③計画修繕については対象外です。
5	5	第1章	2	2.4	(2)対象業務	①既設の計画修繕については、本事業の対象外であり、貴町にて対応されとの理解でよろしいでしょうか。 ②新設設備の計画修繕については、記載が無いため、見積上限額に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。 ③新設設備に関して、見積上限額に含まれずとも、事業者による費用負担により計画修繕を行うものと貴町が想定されている場合は、要求水準書7頁④契約不適合責任に該当する場合に限定されとの理解でしょうか。	①②ご理解のとおりです。 ③計画修繕については対象外です。
6	6	第1章	2	2.5	(1)整備対象施設の立地条件等	「②立地条件」で【表5】第1浄水場の立地条件として、「土砂災害特別警戒区域(急傾斜地)、土砂災害警戒区域(急傾斜地、土石流)」と記載があります。この区域にインフラ施設を新たに建設しても各種許認可等に問題は一切生じない、との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	一切生じないとは言いきれませんが、立地条件に合った構造物の建設を要求水準とします。
7	6	第1章	2	2.5	(1)整備対象施設の立地条件等	第1浄水場の立地条件として「土砂災害特別警戒区域(急傾斜地)、土砂災害警戒区域(急傾斜地、土石流)」とありますが、県の砂防関係部局との調整は行われてますでしょうか。更新対象事業範囲において施設の配置上の制約などがあればご教示お願いします。	具体的な調整は行っておりませんが、立地条件に合った構造物の建設を要求水準とします。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
8	7	第1章	2	2.5	(2) 要求する性能	「対象施設の性能は、不可抗力、篠栗町の誤操作に起因する場合を除き、すべて事業者の責任と費用負担により確保されなければならない。」と記載されていますが、本事業において新設設備に関する計画修繕は対象外であるとの理解です。契約不適合責任を負う場合は当然ですが、特に劣化の定義は判別が困難なものと思料します。あくまでも、通常の保守管理を実施したうえ、事業者の善管注意義務を怠った場合、との理解でよろしかったでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	7	第1章	2	2.5	(2) 要求する性能	「対象施設の性能は、不可抗力、篠栗町の誤操作に起因する場合を除き、すべて事業者の責任と費用負担により確保されなければならない。」と記載されていますが、本事業において新設設備に関する計画修繕は対象外であるとの理解です。契約不適合責任を負う場合は当然ですが、特に劣化の定義は判別が困難なものと思料します。あくまでも、通常の保守管理を実施したうえ、事業者の善管注意義務を怠った場合、との理解でよろしかったでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	8	第1章	2	2.5	(3) 業務実施体制	「②現場代理人の配置」で、「④運転維持管理業務責任者の配置」では、「運転維持管理業務責任者は、総括責任者を兼任することができる。」となっていますが、現場代理人は統括責任者を兼務することはできないとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
11	8	第1章	2	2.5	(3) 業務実施体制	「2.2(1)施設更新の基本方針」に記載されているように、本事業は原水の水質特性を考慮して設計を行う必要があり、管理技術者及び照査技術者の要件に、「表流水を原水とする本事業同等以上規模の浄水場の設計実績」を加えることは可能でしょうか。	現状のままとします。
12	10	第1章	2	2.5	(3) 業務実施体制	「c. 水道施設工事」及び「d. 機械器具設置工事」について監理技術者を配置する予定です。頁9のイ)建設業務にて「複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務にあたる者を兼ねることができる。」と記載ありますが、「水道施設工事」の監理技術者資格者証を有する者を1名配置することで「c. 水道施設工事」及び「d. 機械器具設置工事」の有資格者条件を満たすという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	11	第1章	2	2.5	(3) 業務実施体制	本項では常駐とありますがp 35では常勤とあります。どちらが正になりますか。また常駐の場合の拘束内容をお願いします。	「常勤」が正です。
14	13	第1章	2	2.7	用語の定義	「修繕」の定義が示されていますが、「計画修繕」に関しては、実施方針に対する質問No. 18, 19, 21, 31, 118, 119, 145, 146, 152の回答において、「計画修繕についての予算は見込んでいませんので、削除します。」とありますので、計画修繕は貴町から別途発注するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
15	14	第2章	1		基本事項	「浄水処理方式は急速ろ過方式とするが、急速ろ過機（機械）、又は急速ろ過池（土木、機械）のいずれの方式を採用してもよい。」とあります。要求水準書（案）No76の質問回答で、事業費算定の考え方について、「最も高価と思われるパターンを事業費としています。」とご回答を頂きました。急速ろ過方式を急速ろ過池で選択し、設計建設業務対象施設の施設設備を全て新設する場合でも、貴町が考える「最も高価と思われるパターン」として、募集要項に記載されている「見積上限額」以内になるとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	非常用発電設備を既設流用とする場合以外は、想定し得る全てのケースにおいて新設としています。
16	14	第2章	1		基本事項	既設利用の検討について、機能、耐久性、施工時の合理性の判断基準をご提示いただけますでしょうか。	事業者提案とします。
17	14	第2章	1	2.1	(4)周辺環境調査、電波障害等対策調査	地下水（周辺井戸への影響）の場所、内容をお示し願います。	事業者提案とします。
18	15	第2章	2	2.2	(2)原水水質及び浄水水質	浄水処理フローの検討にあたり、平常時のほか、水質悪化時などについても採水を行いジャーテストを実施したいと考えますが、採水の機会を設けて頂く事は可能でしょうか？	技術対話を実施する日であれば、町が管理する施設内での採水は可能とします。施設外での採水については、応募グループによる責任であれば常時可能とします。
19	16	第2章	2	2.2	(2)原水水質及び浄水水質	「山王水源は予備水源であり、現在取水は行っていないが、公告後に水質検査結果を提供する。」と記載があります。見学会の資料閲覧において速報値として開示された資料を拝見すると、水質および水量において認可上の課題があるように見受けられましたが、山王水源の整備方針について、貴町のお考えに変化はないかご提示いただけますでしょうか。 ①公称能力4200m3/日の浄水場を建設しますが、取水量が4200m3/日に達しない場合は、「要求水準違反にはならない」との理解でよろしいでしょうか。 ②山王水源の六価クロム濃度は水質基準値を超過している場合があり、浄水処理の検討には継続した調査が必要と考えます。現状、六価クロムを除去できないフローを検討しておりますが「要求水準違反にはならない」との理解でよろしいでしょうか。	①ご理解のとおりです。 ②ご理解のとおりです。特に六価クロムにおいては当初想定していなかったため、要求水準書等で提示している予定価格の積算では計上しておりませんが、山王取水井の整備は本事業で行いたいと考えており、山王川の表流水については水質検査を継続的に行います。また、本事業の内容の理解を官民で深めるため、希望する応募グループに対して技術対話を行うとともに、事業者提案を期待しております。
20	16	第2章	2	2.2	(2)原水水質及び浄水水質	「山王水源は予備水源」とありますが、山王水源を考慮しないと要求水準に示される公称能力を満足しませんので、常時使用と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。現状が予備水源であり、本事業において常用水源と考えています。
21	16	第2章	2	2.2	(2)原水水質及び浄水水質	閲覧資料によると、六価クロムが山王水源で確認されていますが、この処理は要求性能でよろしいでしょうか。	特に六価クロムにおいては当初想定していなかったため、要求水準書等で提示している予定価格の積算では計上しておりませんが、山王取水井の整備は本事業で行いたいと考えており、山王川の表流水については水質検査を継続的に行います。また、本事業の内容の理解を官民で深めるため、希望する応募グループに対して技術対話を行うとともに、事業者提案を期待しております。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
22	17	第2章	2	2.2	(5)対象施設の要求性能	実施方針及び要求水準書(案)公表時にも同内容の質疑(要求水準書に対する質問No.59)を行い、「ご理解のとおりです。」と御回答頂きましたが改めて質問させて頂きます。「容量は、水道施設設計指針に基づき」と記載ありますが、浄水技術ガイドライン等の技術資料に基づく仕様の施設でも問題ないでしょうか？	ご理解のとおりです。
23	17	第2章	2	2.2	(5)対象施設の要求性能	ろ過流出側検水設備もろ過池単位である必要はないとの理解で良いですか。	事業者提案とします。
24	18	第2章	2	2.2	(5)対象施設の要求性能	浄水池の検水設備は設置位置に流出口や中央部といった指定はありますか。	事業者提案とします。
25	18	第2章	2	2.2	(5)対象施設の要求性能	「排泥処理が必要な場合は第2浄水場の天日乾燥床に移送する」とありますが、既設第1浄水場における汚泥の移送頻度をご教示下さい。また移送費用(バキューム車)は本事業の運転維持管理業務に含まれておりますでしょうか？	過去5年間で移送したことはありません。移送費用は町の負担とします。
26	18	第2章	2	2.2	(5)対象施設の要求性能	「排泥処理が必要な場合は第2浄水場の天日乾燥床に移送すること」と記載があります。本施設の処理能力は4200m ³ /日のため水濁法の特定施設に該当しないため、処理せず系外への排出も違法ではないと考えておりますが、排泥処理が必要な場合とはどのような状況か、その基準について貴町のお考えをご提示いただけますでしょうか。また、排泥処理場所は、第2浄水場または第1浄水場とすることも可能か、貴町のお考えをご提示いただけますでしょうか。また、排泥処理場所を第2浄水場に指定される場合、汚泥移送費は、貴町に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	現状、第1浄水場にてカビ臭が発生し活性炭投入装置を使用した場合に必要と考えております。排泥処理場所は第2浄水場とします。汚泥移送費についてはご理解のとおりです。
27	18	第2章	2	2.2	(5)対象施設の要求性能	量水設備は活性炭の使用量を把握するための設備となりますか。	活性炭の使用量を把握するための設備であれば可とします。
28	19	第2章	2	2.2	(5)対象施設の要求性能	「配水池の計画水位：HWL+98.25m、LWL+95.00m」と記載があり、「別紙2 現況の水位高低図」と同一の値です。前回の要求水準書(案)の質疑回答において、「別紙2 現況の水位高低図」は「参考」と回答がありましたが、配水池の計画水位は、記載の通りで間違い不是吗。	参考値とします。
29	19	第2章	2	2.2	(5)対象施設の要求性能	既存を利用する場合、アスベスト調査の実績はありますか。	実績はありません。
30	20	第2章	2	2.2	(5)対象施設の要求性能	実施方針に対する質問No.82、83、86の回答において、「事業者との協議により決定します。」とありますが、事業者との協議により決定するのは、既設改造は貴町から別途発注するか、本事業対象とする場合は、契約変更(増額変更)するとの理解で宜しいでしょうか。	事業開始後、町、事業者、既設メーカーの3者で引き継ぎについて十分協議するものとし、別途金額が発生しないように最大限努めるものとします。
31	21	第2章	2	2.2	(5)対象施設の要求性能	再生可能エネルギー設備の導入に伴い、運転維持管理業務において追加で求められる対応(発電設備の保守点検等)はございますか。	保守点検が必要な発電設備が設置された場合は対応が発生すると考えます。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
32	22	第2章	2	2.2	(5)対象施設の要求性能	環境対策として再生可能エネルギー設備を設置すること。設置設備の種類及び仕様は事業者の提案とすること。とあります。一方p1の2.3(1)事業の目的で、脱炭素化に関連する補助金事業を活用し事業を実施するとあります。提案については、補助事業のメニューに沿った再生可能エネルギーの提案を行う必要がありますか、それとも提案と補助金事業とは切り離れた提案でよいでしょうか。	優先交渉権者選定基準を鑑み、ご提案ください。
33	22	第2章	2	2.2	(5)対象施設の要求性能	環境対策として再生可能エネルギー設備を設置すること。設置設備の種類及び仕様は事業者の提案とすること。とあります。設備の設置を行わない、省エネルギーの取組みの提案についてはどのようにお考えでしょうか。	町は「ゼロカーボンシティささぐり」宣言を行っており、これを念頭とした提案を期待しております。
34	27	第2章	2	2.3	(5)ユーティリティ	水道メーターを設置する時は給水装置工事申込、加入金、検査手数料等の費用負担もあるとの理解で良いですか	ご理解のとおりです。
35	29	2	2.3	(8)	②総合試運転	試運転時や配管の切替操作後など濁り水対策、水質確認のため施設の最近接場所に設置してある消火栓を使わせていただけないでしょうか。	使用することに支障はありません。
36	32	第2章	3	3.1	(1)事業期間	第1浄水場新施設及び場外施設の事業期間は、令和11年4月1日～令和26年3月31日までの15年間となっていますが、第1浄水場新施設の貴町への引き渡し時期が、予定時期より早期又は遅延に関わらず、「運転維持管理の事業期間は令和26年3月31日まで」との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
37	33	第2章	3	3.1	(6)その他	健康診断と腸内細菌検査とありますが、健康診断は検便検査での赤痢・サルモネラ・0-157との理解で良いですか。腸内細菌検査の項目をお示し願います。	ご理解のとおりです。
38	36	第2章	3	3.3	(2)水質管理業務及び要求水準	「・原水水質の変化に対応するため必要な水質管理を徹底することとし、【表6】に示す要求水準を遵守するとともに、管理目標の達成に努めること。」とありますが、管理目標の記載はありますが、要求水準の記載はありません。要求水準＝管理目標との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
39	36	第2章	3	3.3	(2)水質管理業務及び要求水準	「③業務の要求水準」の【表6】について、要求水準書（案）質問回答No124で、「【表6】の管理目標を浄水水質要求水準として、公告時に修正いたします。」とのご回答を頂きましたが、修正されておられません。管理目標値＝浄水水質要求水準との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
40	36	第2章	3	3.3	(2)水質管理業務及び要求水準	「③業務の要求水準」の【表6】について、要求水準書（案）質問回答No126で、「城戸浄水場については、浄水池出口に水質計器がありませんので、末端止水栓としています。」とのご回答を頂きました。管路施設は事業者の業務範囲外で、管路施設内の水質確保については保証しかねます。【表6】の城戸浄水場の末端給水栓は、要求水準ではなく管理目標との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
41	37	第2章	3	3.3	(3)調達管理業務及び要求水準	「②業務実施に当たっての留意事項」で、既設施設及び設計建設対象施設における設備保全に必要な消耗品の調達費は、貴町の負担との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
42	37	第2章	3	3.3	(3)調達管理業務及び要求水準	③業務の要求水準において、「表8」に示す調達物等が事業者の費用負担で調達する調達物で、表8に示す調達物以外は貴町の負担との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
43	37	第2章	3	3.3	(3)調達管理業務及び要求水準	「高塩基度ポリ塩化アルミニウム 凝集剤」とありますが「塩基度60%程度」の製品と理解していいのでしょうか？あるいは「塩基度70%程度」の製品でしょうか？	事業者提案とします。
44	39	第2章	3	3.3	(5)衛生管理業務及び要求水準	浄水施設は、その機能に支障がないように定期的に確認し、必要に応じて清掃を実施すること。とありますが、清掃時の堆積物は、全て天日乾燥で処理することは可能でしょうか。或いは事業者が自ら処分するのでしょうか。	可能と考えます。
45	41	第2章	3	3.4	(1)保守点検業務	・薬品注入設備の保守点検 ・水質測定計器の保守点検 ・電気計装設備の保守点検 ・自家用電気工作物の保守点検とありますが、本点検は、メーカー点検との理解でよろしいでしょうか。	事業者提案とします。
46	59	第2章	3		(1)保守点検業務	電気工作物保安点検業務について、弊社はみなし設置者として電気主任技術者の外部委託を検討しています。それには以下の4項目の記載が必要となるのですが、追記して頂くことは可能でしょうか。 ①委託者は自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するにあたり、電気主任技術者として選任する者の意見を尊重すること。 ②自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、電気主任技術者として選任するものがその保安のためにする指示に従うこと。 ③電気主任技術者として選任するものは、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に行うこと。 ④「みなし設置者」は、電気事業法第39条第1項の規定に基づき経済産業省令で定める記述基準を適合するように維持する業務を負い、維持及び管理の主体としてこれを行うものとする。	追記はしませんが、みなし設置者として電気主任技術者の外部委託を可能とします。
47	60	第2章	3	3.4	(2)修繕業務	「①突発修繕（簡易な補修を含む）」簡易な補修や突発修繕は、「貴町が調達する消耗品類を使用して事業者が実施」し、「緊急修繕は事業者が修繕費を立て替え実施し、報告後、貴町に当該修繕費を請求する」との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
48	60	第2章	3	3.4	(2)修繕業務	既設施設及び設計建設工事対象施設に係る修繕業務には、計画修繕は含まれず、計画修繕は貴町の費用で貴町が実施するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
49	60	第2章	3	3.4	(2)修繕業務	突発修繕の年間上限額をご教示ください。	現状、突発修繕が生じた場合は町により発注しており、その予算額は年間600万円です。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
50	60	第2章	3	3.4	(2)修繕業務	本施設の修繕業務は、「【表14-1】に示す対応区分（応急措置、簡易な補修、突発修繕）に応じて実施すること」とありますが、突発修繕中の簡易な補修については、費用レベルが明確にされていることに対しその他の応急措置や突発修繕に係る事業者の費用範囲が不明で有ります事から維持管理運営予算に与える影響が計り知れない状況でございます。つきましては、修繕業務費用として年間費用の上限額又は1件当たりの上限額を設けていただくことは可能でしょうか。もしくは貴町より過去に公表された「篠栗町水道施設運転維持管理等包括業務委託」の基本仕様書と同様に突発修繕を除外することは可能でしょうか。特に改築更新の対象となっていない施設等については、過去のメンテナンスや劣化状況について責任が持てないため、リスクとして捉えております。ご検討のほどよろしくお願い申し上げます。	現状、突発修繕が生じた場合は町により発注しており、その予算額は年間600万円です。1件あたりの上限額はありません。
51	60	第2章	3	3.4	(2)修繕業務	既存設備において、緊急に修繕が必要であるときは、篠栗町にその旨報告のうえ、実施すること。ただし、緊急やむを得ない場合は、当該修繕対応後、速やかに当該修繕の内容・費用を篠栗町に報告すること。とありますが、修繕に係わった費用はその都度清算して頂けるという理解で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
52	60	第2章	3	3.4	(2)修繕業務	適切な保守管理業務の遂行を前提として、修繕に係わった費用はその都度清算して頂けるという理解に相違なかった場合、限度額や年間あたりの件数等制約があればご教示ください。	現状、突発修繕が生じた場合は町により発注しており、その予算額は年間600万円です。1件あたりの上限額はありません。
53	62	第2章	3	3.5	(3)業務要求水準	④定期水質検査の補助 定期水質検査の補助（検体採水補助）は、篠栗町又は篠栗町が委託する水質検査機関による研修を受けた者が、準備及び検体採水を実施すること。とありますが、本補助業務は、事業者が町から配布された採水容器に各箇所ですみずし、篠栗町又は篠栗町が委託する水質検査機関に持ち込むとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
54	64	第2章	3	3.6		b. 災害・事故等の緊急事態への対応 ・篠栗町及び事業者が対応すべき事項など、緊急事態に関する基本負担は、【表17】に示すが、具体的な篠栗町及び事業者の負担については、事業者が提出する緊急時対応計画書を基に、篠栗町と事業者が協議により定めるものとする。とありますが、表中震度5未満の地震において施設倒壊被害等がある場合の篠栗町の指示による初期対応の実施は、事業者負担のみとなっております。被害があり町の指示による初期対応の実施、及びその他表中の町の指示による対応は、基本的に双方に負担があるものと考えますが、如何でしょうか。なお、具体的な負担内容等は、b. の記載のとおりと考えます。	町からの指示ですので、負担区分は事業者と考えます。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
55	65	第2章	3	3.6		「b. 災害・事故等の緊急事態への対応」で、篠栗町及び事業者が対応すべき事項など、緊急事態に関する基本負担は、【表17】に示されておりますが、【表17】の「設備破損事故」において「機能回復措置」が事業者の負担となっております。この負担は、措置対応は事業者ですが、費用は貴町の負担との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
56	64	第2章	3	3.6		渇水による臨時運転に係る費用負担はどのようなお考えかお示し願います。	町と事業者双方の負担とします。
57	64	第2章	3	3.6		「震度5を超える地震」の場合「篠栗町の指示による初期対応の実施」については事業者側の負担となっておりますが、その費用負担額の程度によっては負担割合について双方協議に応じただけでいただくことは可能でしょうか。	事業者との協議により決定します。
58	64	3	3.6	3.6		【表17】費用負担について 原水水質異常時の負担の取決めをご提示いただけますでしょうか。	町と事業者双方の負担とします。
59	74	第2章	3	3.10	3.10.4実施体制 (篠栗町及び事業者の体制)	「(1)篠栗町の体制」の「②教育指導体制」で、「教育指導は、移行期間（契約締結日の翌日から令和26年3月31日までの期間）は篠栗町又は篠栗町が指定する者が実施するものとする。」とあります。移行期間の定義はありませんが、文脈として、移行期間は「令和26年3月31日まで」ではなく、「令和9年3月31日まで」との理解です。この認識でよろしいでしょうか、ご教示ください。	ご理解のとおりです。
60	74	第2章	3	3.10	3.10.4実施体制 (篠栗町及び事業者の体制)	要求水準書（案）に対する質問No.157への回答の内容が反映されていないようですので、修正お願いいたします。移行期間は、契約締結日の翌日から令和9年3月31日までではないでしょうか。	ご理解のとおりです。
61	別紙2				現況の水位高低図	水位高低図内には鳴瀬ダムからの原水を第1浄水場流入前に一旦受けている水槽がありますが、その水槽のWLをご教示下さい。（水位高低図からは水槽流出側でGL+87～88程度と読み取れます）	水位高低図から読み取ってください。
62	別紙2				現況の水位高低図	前回の要求水準書（案）の質疑回答において、「別紙2 現況の水位高低図」は「参考」と回答がありましたが、要求水準書における「別紙1 地質調査資料」と「別紙2 現況の水位高低図」の同一地点において、標高差が見られるようです。「別紙1 地質調査資料」の標高をベースとして、現地見学時の詳細測量の結果を反映して提案をしてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
63	別紙2				現況の水位高低図	括弧書きで、最終処理は第2浄水場で行う、とありますが、現状の移送方法と処理量を開示願います。	移送する場合はバキューム車を想定しています。なお、過去5年間に移送したことはありません。
64	別紙3				施設諸元	第2浄水場配水池に福岡地方水道企業団から4,700m3/日を受水していますが、受水方法について、企業団との取り決められたルール（例えば、可能な限り一定量を受水する等）についてご教示ください。	現地見学会時に開示した資料「篠栗町水道事業変更認可設計業務委託」をご参照ください。
65	別紙5				浄水水質要求水準	管理基準は城戸浄水場（末端給水栓は管理目標との理解です。）を除き、管理基準＝要求水準との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。

3 優先交渉権者選定基準に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	2	3			優先交渉権者選定の手順	技術評価点の算出は、審査委員が提案内容に対して審査項目及び配点に基づいての得点化を事前に行ったうえで、プレゼンテーション及びヒアリングの対応をされ、その得点を必要に応じて見直されるという理解でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
2	5	5	5.5	5.5.1	技術評価審査	実施方針に対する質問No. 37「全面更新案と一部既設利用案とでは応募者の提案内容が大きく異なり評価が難しいかと推察いたします。可能であれば評価項目等についてご教示いただけませんか。の回答において、「募集要項等の公表時に示します。」とありますが、全面更新案と一部既設利用案の評価項目等は、どのように示されているかご教示下さい。	全面更新案と一部既設利用案のどちらを採用された場合でも同様の評価基準とし、優れている提案に対して高く評価します。
3	7	5	5.5	5.5.2	(2) 価格評価点の得点化方法	既設を利用した場合、明らかに機能や耐久性は新設よりも劣ると判断しますが、それでも金額だけで判断するのでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	7	5	5.5	5.5.3	優先交渉権者の決定	(3)に「なお、参加者が1者の場合には、その事業者を優先交渉権者に決定する。」とあります。参加者が1者の場合は、委員会による提案審査を行わず、当該事業者を優先交渉権者に決定するのでしょうか。ご教示ください。	1者の場合でも提案審査を行います。
5					全般	要求水準書（案）に対する質問No. 38, 39の回答において、新設と既設利用の場合の評価方法や評価基準については、募集要項等により示すとの回答を頂いておりますが、当該資料を拝見しても確認できません。提案方針に大きく影響するため、評価方法、判断基準について選定基準において修正頂けないでしょうか。本事業の成否に大きく関わるものと思慮します。	全面更新案と一部既設利用案のどちらを採用された場合でも同様の評価基準とし、優れている提案に対して高く評価します。
6					全般	要求水準書（案）に対する質問No. 38, 39の回答において、新設と既設利用の場合の評価方法や評価基準については、募集要項等により示すとの回答を頂いておりますが、当該資料を拝見しても確認できません。提案方針に大きく影響するため、評価方法、判断基準について選定基準において修正頂けないでしょうか。本事業の成否に大きく関わるものと思慮します。	全面更新案と一部既設利用案のどちらを採用された場合でも同様の評価基準とし、優れている提案に対して高く評価します。

4 提出書類作成要領及び様式集に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	2	2	2.2		技術提案書	12頁では「事業計画(設計及び建設)に関する提案」とありますが、18頁では、「設計及び建設の全体に関する事項：事業計画」となっています。18頁が正しいとの理解で宜しいでしょうか。以下、様式Ⅳ-2から 様式Ⅳ-14も同様です。	P.18以降を正とします。
2	3	3	3.2	3.2.2	提出書類	添付書類は募集要項「3.2.2(2) 各業務の実施企業の資格要件」を満たしていることを証明する書類とあります。一方、様式集Ⅰ-1プロポーザル参加資格確認申請時提出書類一覧表には「募集要項に示す要件を満たしていることを証明する書類」とあります。募集要項3.2.2(1) 共通の参加資格要件、例えば④会社更生法の…経営状況を示す資料(決算書等)の提出は必要でしょうか？必要であれば提出資料を具体的にご享受ください。また、提出の時期をご享受ください。	募集要項「3.2.2(2)各業務の実施企業の資格要件」を満たしていることを証明する書類を、参加表明書及びプロポーザル参加資格確認申請書の受付時にご提出下さい。
3	3	3	3.2	3.2.2	提出書類	添付書類として資格要件を満たしていることを証明する書類とは、水量、急速ろ過での実績内容が分かる内容であれば、コリンズ・テクリス登録内容確認書や契約書写し、仕様書等を添付することで事足りまてでしょうか。御指定の添付必要書類がございますでしょうか。また、申請書類の添付資料等の確認の御連絡は別途お電話等で確認させて頂いてよろしいでしょうか。	提出様式については任意とします。電話での回答は行いません。
4	3	3	3.3	3.3.1	提出書類及び記載要領	「事業提案書と提案価格の整合性を確保すること。」とあります。まず、事業提案書は技術提案書と読み替える理解でよろしいでしょうか。また整合性を確保するとは、提案価格書(様式Ⅲ-3)と技術提案書[添付資料]の提案価格根拠資料との整合を確保することを指すものの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	3	3	3.3	3.3.1	提出書類及び記載要領	技術提案書の様式Ⅳの作成にあたって、文字サイズとフォントは任意でよろしいでしょうか。当然のこととして、簡潔明瞭な記述を心がけ、過度に小さな文字や行間を詰めすぎたりしないよう配慮します。	ご理解のとおりです。
6	3	3	3.3	3.3.1	提出書類及び記載要領	技術提案書(様式Ⅳ)はA3で作成することも可能という理解でよろしいでしょうか。その場合の制限枚数も、各様式で記載のある枚数でよろしいでしょうか。また、指定枚数の範囲でA4とA3を混在させても差し支えないでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	4	3	3.3	3.3.1	提出書類及び記載要領	「製本の際、とじしろに文章等がかからないよう留意すること」とありますので、その範囲であれば様式の枠は任意に広げてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	4	3	3.3	3.3.2	提出要領	参加時の提出書類の形態について、以下2点認識が合っているか確認させてください。 ①様式Ⅲ-1、Ⅲ-2、Ⅲ-3、Ⅲ-4、電子データは、ファイルに綴じ込まず提出する。 ②様式Ⅳ表紙～14、添付資料(各種計算書等、図面、その他提案に必要な資料)を1冊のファイルに綴じ込み提出する。	①②ご理解のとおりです。

4 提出書類作成要領及び様式集に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
9	4	3	3.3	3.3.2	提出要領	技術提案書の電子データについては、「様式Ⅲ～ⅣについてCD-ROM に電子データに格納すること。」とありますが、様式Ⅲ-3（提案価格書）は除くとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
10	7、9	3	3.3	3.3.2	提出要領	構成員一覧表で記入する代表者氏名等は、「令和 6・7・8 年度篠栗町競争入札参加資格者名簿」で登録されている委任先でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	13	3	3.3	3.3.2	提出要領	(注意事項)「副本9部は、応募者名や構成企業名が特定されないように、名称・マーク等の記載を削除又は黒塗りすること。」とあります。以下2点確認させてください。 ①構成企業名を黒塗りする場合のルール等ありましたら、ご教示願います。(例：構成員A(代表企業)、構成員B、構成員C…とする等) ②責任者等の氏名は、特定要素にはならない認識でよろしいでしょうか。	①任意とします。 ②ご理解のとおりです。
12	13	3	3.3	3.3.2	提出要領	副本の表紙にグループ名を書くと、応募企業名が明らかになる可能性があります。副本の表紙名は空欄でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
13	13	3	3.3	3.3.2	提出要領	応募企業が特定されないようにとのことです。製品名やサービス名などは黒塗りする必要がありますか。	必要ないと考えます。
14	13	3	3.3	3.3.2	提出要領	応募企業が特定されないようにとのことです。現在受託している企業が提案書上でそのことを明記したり、配置予定従事者を現在の体制から継続配置するというような記述を行うことは、本ルールに抵触するという理解でよろしいでしょうか。	抵触しないと考えます。
15	13	3	3.3	3.3.2	提出要領	(注意事項)「電子データはウイルスチェックを行ったうえで、CD-R またはDVD-R に格納して提出するものとし、原本データ（WORD、EXCEL）及び提案書類一式の電子ファイルデータ（PDF）を保存すること。」とあります。技術提案書の電子データが万が一流出した場合に備え、以下2点の対策を施すことをお認めください。 ①取扱者を制限するためのパスワード設定 ②知的財産権の帰属先、データの目的外使用禁止表示（各様式の右肩に付すことを想定しています。）	町として取り扱いが容易なものをご提出下さい。
16	18	3	3.3	3.3.2	提出要領	非常に厳しい枚数制限となっているため、要点を絞って記載予定です。要求水準は当然遵守すべきと考えておりますので、提案書に記載する内容は、それを上回る内容を中心に記載するという理解でよろしいでしょうか。紙面を有効活用でき、よりアピールしたいことを丁寧に記載できることから、貴町にもメリットがあるものと思料します。	ご理解のとおりです。
17	27	3	3.3	3.3.2	提出要領	浄水場施設及び場外施設の運転管理方法に関し、第1浄水場については新設及び既設を含むとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。

4 提出書類作成要領及び様式集に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
18	18～31	3	3.3	3.3.2	提出要領	技術提案書の各様式に掲げる指示は削除してよろしいでしょうか。また、各様式の形スタイルは変更しないことを前提に、提案書本文を記載する枠の高さと横幅を変更することをお認めください。枚数にご指定があり、記載できる文字量が少なくなることで、提案について十分なお説明ができなくなることを避けたい考えです。	ご理解のとおりです。
19	全体					「提出書類作成要領及び様式集」について編集可能な元データ(エクセル、ワード等)をご提供願います。(PDFデータのみ御提供頂いているかと存じます)	篠栗町ホームページに掲載します。

5 基本契約書(案)に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	鑑					基本契約書はあくまでも応募グループと貴町との契約であり、この時点ではSPC設立していないと想定されます。本契約目的部分に【特別目的会社】と記載されていますが、誤記でしょうか。	ご理解のとおりです。優先交渉権者との最終案協議時に修正します。
2	鑑					「篠栗町（以下「発注者」という。）と【応募グループ】（「構成員」である○（代表企業）及び○をいう。）（以下「構成企業」という。）及び【特別目的会社】（構成企業と特別目的会社を総称して又は個別に「受注者」という。）は、第1 浄水場更新事業（以下「本事業」という。）に関する基本的な事項について合意し、次のとおり基本契約（以下「本基本契約」という。）を締結する。」とあります。基本契約締結時点で、【特別目的会社】は設立されていない可能性があるため、削除していただくことを要望します。	ご理解のとおりです。優先交渉権者との最終案協議時に修正します。
3	鑑					事業期間の終期は令和26年3月31日となっていますが、運転維持管理期間の終期は空白となっています。運転維持管理期間は事業期間の終期と同じ「令和26年3月31日まで」と理解しておりますが、運転維持管理期間の終期が「空白」となっている理由について、ご教示ください。変更される可能性があるのでしょうか。	ご理解のとおりです。優先交渉権者との最終案協議時に修正します。
4	鑑					篠栗町財務規則第120条1項4号から、国又は他の地方公共団体と契約を締結し、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合、それぞれの契約保証金は免除されるとの認識でよろしいでしょうか。	篠栗町財務規則第120条に記載のとおりです。
5	1	第4条	1		募集要項等の優先順位	中段のところに「本契約書」と記載がありますが、「本基本契約」との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	「各契約書」です。優先交渉権者との最終案協議時に修正します。
6	2	第5条	1	(2)	役割分担	本施設の運転維持管理（運転、維持管理、補修、更新等を含むがこれに限らない。）に関する一切の業務は特別目的会社がこれを受託する。とありますが、括弧内の”これに限らない”とはどのようなものが想定されますか、また”更新”も含まれますか？この条文は本施設の運転管理に関する一切の業務は特別目的会社がこれを受託し、その業務は水道施設運転維持管理業務委託契約約款による。という理解でよろしいでしょうか。	「運転、維持管理、補修、更新等」以外の運転維持管理に関する一切の業務を想定しています。また、更新は含まれないため修正します。なお、「この条文は～」以降の内容についてはご理解のとおりです。
7	2	第6条	2		特定建設工事共同企業体の組成	「原本証明付写しを発注者に提出するものとする」とあります。貴町が想定する原本証明付写しの方法をご教示ください。	任意とします。
8	2	第7条	2		特別目的会社の運営	「第7条 特別目的会社の運営。」とありますが、特別目的会社の設立及び運営費用は、見積上限額に適切に計上されている、との理解で宜しいでしょうか。	予定価格内の諸経費に含まれていると考えます。
9	3	第7条	2	(9)	特別目的会社の運営	SPCに従業員はいないため、「SPCが運転維持管理するための人員」は「SPCから運転維持管理業務委託を受託する企業の人員」という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

5 基本契約書(案)に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
10	4	第7条	7		特別目的会社の運営	「～会計監査人設置会社でない場合、監査法人又は公認会計士が監査を行うものとする。」とありますが、監査法人又は公認会計士が監査を行う費用は、見積上限額に適切に計上されている、との理解で宜しいでしょうか。	予定価格内の諸経費に含まれていると考えます。
11	4	第7条	11		特別目的会社の運営	本項で言及されている担保権を設定するために必要な書面の様式は、貴町からご提示いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	任意とします。
12	4	第8条	1		事業契約	「運転維持管理業務委託契約を本基本契約の締結日付で締結する。」とあります。運転維持管理業務委託契約締結は、当然に基本契約締結後になりますので、運転維持管理業務委託締結に際しては、当該締結日ではなく、基本契約締結日と同じ日付として締結すると解釈できます。この場合、準備期間や移行期間が実際の期間より名目上長くなり、習熟不足や不履行・遅延等及び想定外のリスクが事業者が生じることも想定されます。このような行為が必要な理由・意図について、ご教示ください。	基本契約締結日より後に締結します。優先交渉権者との最終案協議時に修正します。
13	4	第8条	1		事業契約	「建設工事請負契約を本基本契約の締結日付で締結する。」とあります。建設工事請負契約締結は、当然に基本契約締結後になりますので、建設工事請負契約締結に際しては、当該締結日ではなく、基本契約締結日と同じ日付として締結すると解釈できます。この場合、建設工事期間が実際の工期より名目上長くなり、工事遅延等及び想定外のリスクが事業者が生じることも想定されます。このような行為が必要な理由・意図について、ご教示ください。	基本契約締結日より後に締結します。優先交渉権者との最終案協議時に修正します。
14	4	第8条	1		事業契約	「発注者と建設事業者とは、設計・施工業務に関し、建設工事請負契約を本基本契約の締結日付で締結する。」とありますが、募集要項では、基本契約の締結は令和8年2月、設計建設工事請負契約の締結は令和8年3月と記載されており、募集要項が正しいとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。優先交渉権者との最終案協議時に修正します。
15	4	第8条	2		事業契約	「発注者と特別目的会社とは、運転維持管理業務に関し、運転維持管理業務委託契約を本基本契約の締結日付で締結する。」とありますが、募集要項では、基本契約の締結は令和8年2月、運転維持管理業務委託契約の締結は令和9年3月と記載されており、募集要項が正しいとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。優先交渉権者との最終案協議時に修正します。
16	4	第8条	1、2		事業契約	建設工事請負契約及び運転維持管理業務委託契約の締結日について、「本基本契約の締結日付で締結する」とありますが、募集要項5頁の「2.1.8事業スケジュール」では、基本契約の締結は令和8年2月、設計建設工事請負契約の締結は令和8年3月、運転維持管理業務委託契約の締結は令和9年3月とされており、募集要項の内容が正との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。優先交渉権者との最終案協議時に修正します。

5 基本契約書(案)に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
17	6	第11条	1		再委託等	再委託については、建設事業者又は特別目的会社は、合理的に必要と認められる部分については、発注者の事前の書面による承諾を得た場合は再委託できると認識していますが、再委託できない業務について具体的に、ご教示ください。	現時点で具体的に示すものではありません。
18	6	第12条	1		事故、故障等の発生時の対応	文中に「運転維持管理業務委託契約第28条の規定に従い」とあります。第28条は（電力・薬品・資材等の調達）です。第28条は第25条（水質異常に対する措置）ではないでしょうか。ご確認ください。	優先交渉権者との最終案協議時に修正します。
19	7	第15条	3		特別目的会社の損害賠償義務等の履行の保証	構成員は、運転維持管理業務委託契約〔第29条〕の規定に基づき、とありますが、運転維持管理業務委託契約の第29条はセルフモニタリングの条項となっております。該当する条項をご教示ください。また、特別目的会社がすでに解散しているときはどのような状況を想定されていますでしょうか。	優先交渉権者との最終案協議時に修正します。
20	9	第20条	2		契約の不調	運転維持管理業務委託契約に関しては、基本契約締結後に約1年間期間が空くものと理解しております。期間が長い分契約リスクが生じる（労災などによる指名停止など）ものと思慮します。10分の1という金額は非常に大きなものであるため、100分の5と設定されている事例も多いものと思慮します。ご検討頂けないでしょうか。	現状のままとしますが、優先交渉権者との最終案協議時に決定します。
21	9	第20条	2		契約の不調	本事業の契約金額とは、年額との理解でよろしかったでしょうか。また、当該金額については、事象要因となった業務の金額との理解でしょうか。	事象要因となった業務の事業期間の契約金額としますが、優先交渉権者との最終案協議時に決定します。
22	9	第20条	2、3		契約の不調	「受注者の責めに帰すべき事由により、建設工事請負契約又は運転維持管理業務委託契約のいずれかが本契約として成立に至らなかった場合」とありますが、「受注者の責めに帰すべき事由」とは具体的にどのような事由を想定しておられますでしょうか。	現時点で具体的に示すものではありません。

5 建設工事請負契約書(案)に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	5	第6条	1	(5)	契約の保証	5号について、「債務の不履行により生ずる損害」とは違約金相当額との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	5	第7条の2	2		著作権の譲渡等	設計図書のうち、受注者の個人情報やノウハウが含まれるものに関しては、公表前に受注者への確認があると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	10	第13条の2	2		業務実施状況のモニタリング	90日を超えない範囲で、とありますが、90日以内の是正が労働安全衛生や技術的な事情で困難な場合は日数について協議いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	16	第28条	1		賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	変更前残工事代金と変更後請負工事代金の比較をする時期は入札時期と本条3項に基づく請求のあった時期という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	16	第28条	1		賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	請負代金額の変更を請求して変更いただいた後に、更なる賃金水準、物価水準の変動等によって再度請負代金額の変更を請求することは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
6	16	第28条	3		賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	どの物価指数に基づいて協議するのかを明確にご教示ください。	「建設物価指数」、「公共工事設計労務単価」、「企業向け物価指数」、「消費者物価指数」、「資材価格一覧」等の物価指数から、契約の性質や適用範囲に応じて適切に選択します。
7	18	第32条	6		不可抗力による損害	数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合の、第32条第4項の条件に関して、「「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として同項を適用する。」とありますが、第4項には「損害合計額を」の文言が無いため、記載意図につきご教示ください。	公共工事標準請負契約約款（国土交通省）第30条に基づき記載しています。
8	19	第32条の3	2		法令等の変更に伴う協議及び追加費用の負担	本契約の別紙3には、募集要項の別紙3のリスク分担表が添付されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	19	第32条の3	2		法令等の変更に伴う協議及び追加費用の負担	別紙3はどれを指すのでしょうか。	募集要項の別紙3のリスク分担表です。
10	26	第47条の2	1、2		性能保証責任	本条の性能保証責任について、契約不適合責任との違いを教えてください。	「契約不適合責任」は法定責任であり、契約に明記されていなくても適用される責任、「性能保証責任」は契約上の任意の責任であり、保証内容や期間等契約で設定される責任となります。

5 運転維持管理業務委託契約書(案)に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	1	第2条	1	(5)	用語の定義	(5)に「実施要領」とありますが、今回開示されました資料には見当たりません。いつ公開されたもので、どのような内容の資料なのでしょう。ご教示ください。	誤りです。優先交渉権者との最終案協議時に修正します。
2	2	第3条	2		総則	第2項に、「契約金額」とありますが、これは「業務委託料」のこと、との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。以降も同様です。	ご理解のとおりです。優先交渉権者との最終案協議時に修正します。
3	3	第7条	1		業務計画書の提出	基本契約書(案)第8条第2項に「運転維持管理業務委託契約を本基本契約の締結日付で締結する。」とあります。仮に、基本契約締結の10日後に運転維持管理業務委託契約を締結した場合は、本条に違反することになります。この場合の対応・措置について、ご教示ください。	基本契約締結日より後に運転維持管理業務委託契約を締結します。
4	3	第7条	1		業務計画書の提出	業務計画書については定義に記載されていません。ここでいう業務計画書とは、全体業務計画書、年間業務計画書、緊急時対応計画書、との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。また、契約締結年度の次年度以降の年間業務計画書の提出期限について、ご教示ください。	ご理解のとおりです。提出期限については次年度業務開始日前までとします。
5	3	第8条	1		契約保証金	「受注者は、篠栗町財務規則(平成10年規則第6号)の規定に基づき、必要があると認められるときは、この契約の締結と同時に保証を付さなければならない。」とありますが、必要があるとはどのような場合でしょうか。篠栗町財務規則(平成10年規則第6号)119条第1項第5号には「前払保証事業会社の保証」を担保として提供するとありますが、こちらは付保証明書でもよろしいでしょうか。また、他自治体では、「相手方が、過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を1回以上締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認めるとき。」のように過去の事例に基づいて契約金の納付免除を規定している場合もございます。運転維持管理業務委託契約書(案)における契約金納付免除の条件についてご再考いただけますと幸いです。	篠栗町財務規則第120条に記載のとおりです。
6	4	第10条	1		本件業務の内容	「b. 維持管理業務」で、業務対象施設の修繕業務には、計画修繕(定期修繕)は含まれておらず、計画修繕は貴町が実施するとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
7	6	第14条	1		一部再委託の禁止	「受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者が要求水準書等において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせるはならない」と記載されておりますが、特別目的会社から「募集要項」における「③運転維持管理企業に関する要件」を満たす応募グループの構成員への委託は第三者にあたらないため、可能という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	6	第14条	2		一括再委託の禁止	「要求水準書等において指定した部分」についての記載が当該資料中にございませぬ。第三者へ委任してはいいない主たる部分とは明確にご教示頂くとともに、要求水準書への追記をお願いします。	現場管理者(正・副)、運転管理員、設備点検監督員とします。

5 運転維持管理業務委託契約書(案)に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
9	6	第14条	2		一括再委託の禁止	発注者が指定する主たる部分及び要求水準書等で指定した部分について、要求水準書等には記載が見当たりません。「発注者が指定する主たる部分及び要求水準書等で指定した部分」について、具体的にご教示ください。	現場管理者(正・副)、運転管理員、設備点検監督員とします。
10	6	第15条	1、3		監督職員	1項では監督職員を置いたときは、とあり、3項では2名以上の監督職員を置き、とあります。2名以上の監督職員が置かれるという解釈でよいでしょうか。	1名以上の監督職員とします。優先交渉権者との最終案協議時に修正します。
11	6	第15条	2		監督職員	「業務主任担当者」については、募集要項、要求水準書等に記載されていません。ご教示頂くとともに修正をお願いいたします。	「運転維持管理業務責任者」の誤りです。優先交渉権者との最終案協議時に修正します。
12	6	第15条	2		監督職員	業務主任担当者とは、要求水準書に記載の「運転維持管理業務責任者」のことでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。優先交渉権者との最終案協議時に修正します。
13	6	第15条			監督職員	監督職員と統括責任者と関係については、記載がありません。監督職員と統括責任者との関係性について、ご教示ください。	運転維持管理業務責任者との関係で足りると考えますので、統括責任者との関係については記載しておりません。
14	6	第16条	1		受注者の実施体制	運転維持管理責任者ではなく、運転維持管理業務責任者の誤記かと存じます。修正お願いいたします。	ご理解のとおりです。優先交渉権者との最終案協議時に修正します。
15	6	第16条	1		受注者の実施体制	名称が統一されておりません。運転維持管理責任者とは、運転維持管理業務責任者との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。以降の記載についても同じです。	ご理解のとおりです。優先交渉権者との最終案協議時に修正します。
16	7	第19条	1		貸与品等	要求水準書には貸与品等の引き渡しについて、具体的な記載がありません。引渡場所、引渡時期について、ご教示ください。	事業者との協議により決定します。
17	9	第25条	3		水質異常に対する措置	要求水準書では、受注者は貴町の判断・指示により送水及び給水停止に係る操作を行うことになっています。ここで言う、「送水及び給水停止する」とは、停止操作のこと、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	9	第27条	4		臨機の措置	業務委託料の範囲において受注者が負担することが適当と認められるのはどれぐらいの範囲でしょうか。	事業者との協議により決定します。
19	9	第28条	1		電力・薬品・資材等の調達	「受注者は、自己の責任と費用により、本件業務期間中において、本件業務の実施に必要な電力その他の燃料等を調達しなければならない。」とあります。一方、要求水準書P37【表8】調達物等には電力が含まれていません。運転維持管理業務期間中における本件業務の実施に係る電力は、貴町の負担との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。優先交渉権者との最終案協議時に修正します。
20	9	第28条	1		電力・薬品・資材等の調達	受注者は、自己の責任と費用により、本件業務期間中において、本件業務の実施に必要な電力その他の燃料等を調達しなければならない。と記載がありますが、電力の調達は業務範囲に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	電力の調達は町が行います。優先交渉権者との最終案協議時に修正します。
21	9	第28条	1		電力・薬品・資材等の調達	電力調達に関しては本事業の対象外と理解しております。要求水準書と本契約書どちらが正でしょうか。	要求水準書が正です。優先交渉権者との最終案協議時に修正します。
22	9	第28条	1		電力・薬品・資材等の調達	運転維持管理業務に係る調達について、運転維持管理段階の調達物には「電力」は含まれていないとの理解です。電力の調達は貴町が行うとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。優先交渉権者との最終案協議時に修正します。

5 運転維持管理業務委託契約書(案)に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
23	9	第28条	1		電力・薬品・資材等の調達	要求水準書3.3運転維持管理業務及び要求水準(3)調達管理業務及び要求水準の【表8】調達物等内に電力の記載はなく、運転維持管理業務では非該当と考えられますので、本契約書から削除していただくことは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。優先交渉権者との最終案協議時に修正します。
24	10	第32条	1		一般的損害	「要求水準書等に定めるところにより付された保険」とは、要求水準書に記載がありませんが、ご教示ください。	誤りです。優先交渉権者との最終案協議時に修正します。
25	11	第33条	2		第三者に及ぼした損害	「本契約に定めるところにより付された保険」について記載がありません。ご教示ください。	誤りです。優先交渉権者との最終案協議時に修正します。
26	11	第34条	2		修繕工事	修繕工事における1件あたりの上限金額(税込)、年間上限金額(税込)をご教示願います。	現状、予算額は年間600万円です。1件あたりの上限額はありません。
27	11	第34条	2		修繕工事	この場合の修繕工事費用は、貴町の負担との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
28	11	第36条	2		施設改良等	技術革新等の予見できない設備の導入・更新は貴町の負担としていただけないでしょうか。	事業者との協議により決定します。
29	12	第37条	2		業務の検査等	本項の検査は毎月と毎年度どちらの頻度で行われるのでしょうか。	毎月とします。
30	12	第40条	1		物価の変動等に基づく委託料の変更	「予期することのできない特別な事情により履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務委託料の幅が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、年度途中においても委託料の額の変更を請求することができる。」とありますが、”予期することのできない特別な事情により”とはどのような状況を想定されていますでしょうか。また、”業務委託料の幅”とは”業務委託料の額”との解釈でよろしいでしょうか。	現時点で具体的な状況は想定していません。また、「業務委託料の幅」についてはご理解のとおりです。
31	12	第40条	1		物価の変動等に基づく委託料の変更	第40条において、契約締結（2026年3月中旬）と運転開始（2027年4月1日）の間に期間があるため、インフレ調整等は契約締結から実際の運転開始までの期間に適用されるのでしょうか。或いは、実際の運転期間のみに適用されるのでしょうか。また、基準価格指数の設定基準日はいつになりますでしょうか。例えば、公告月や契約締結日又は、運転開始日等がございます。加えて、契約締結から運転開始までの期間におけるインフレリスクはどこが負担することになるのでしょうか。	インフレ調整等は実際の運転期間のみに適用されます。また、基準価格指数の設定基準日は運転開始日となります。契約締結から運転開始までの期間におけるインフレリスクは発注者負担とします。
32	12	第40条	1		物価の変動等に基づく委託料の変更	急激なインフレ・デフレの明確な目安をご教示ください。	現時点で具体的な状況は想定していません。
33	12	第40条	2		物価の変動等に基づく委託料の変更	急激な業務量の増減の明確な目安をご教示ください。	現時点で具体的な状況は想定していません。

5 運転維持管理業務委託契約書(案)に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
34	13	第40条	3		物価の変動等に基づく委託料の変更	「発注者又は受注者は、前2項の規定による請求があったときは、変動前業務委託料（業務委託料金額から当該請求時の既履行分の業務委託料を控除した額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前業務委託料の100分の1を超える額につき、業務委託料金額の変更に応じなければならない。」とありますが、1%の基準額は、当初の契約金額に対して計算されるのでしょうか、それとも最新の調整後の契約金額に対して計算されるのでしょうか。また、「変動前業務委託料」とは、当初の契約金額を指すものなのでしょうか。或いは、前回調整後の金額を指すものなのでしょうか。	最新の調整後の契約金額に対して計算します。
35	12	第40条	4		物価の変動等に基づく委託料の変更	どの物価指数に基づいて協議するのかを明確にご教示ください。	「建設物価指数」、「公共工事設計労務単価」、「企業向け物価指数」、「消費者物価指数」、「資材価格一覧」等の物価指数から、契約の性質や適用範囲に応じて適切に選択します。
36	13	第40条	4		物価の変動等に基づく委託料の変更	「変動前業務委託料及び変動後業務委託料は、請求時を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者が協議して定める」とありますが、物価変動時の対応を具体的に計算式等でご教示願います。	現時点で具体的な状況は想定していません。
37	13	第40条	4		物価の変動等に基づく委託料の変更	「変動前業務委託料及び変動後業務委託料は、請求時を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。」とありますが、計算にはどのような物価指数が使用されるのでしょうか。また、本物価指数は特定の日付で設定されるのでしょうか、それとも期間平均で設定されるのでしょうか。協議に必要な書類と物価指数データは提出が必要でしょうか。必要であれば具体的などのようなものになるのでしょうか、加えて、その際のスケジュールはどのようなのでしょうか。	物価指数は「建設物価指数」、「公共工事設計労務単価」、「企業向け物価指数」、「消費者物価指数」、「資材価格一覧」等の物価指数から、契約の性質や適用範囲に応じて適切に選択し、特定の日付で設定します。また、必要な書類は、請求の根拠となる書類及びデータの提出を考慮しており、スケジュールについては、請求のあった日を基準とし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知するものとします。
38	13	第40条	4		物価の変動等に基づく委託料の変更	契約締結（2026年3月まで）と運転開始（2027年4月）の間に期間がありますが、第40条のインフレ調整メカニズムは契約締結から実際の運転開始までの期間に適用されるとの理解でよろしいでしょうか。基準価格指数の設定基準日について、契約締結日か、運転開始日となるか確認したい趣旨です。契約締結から運転開始までの期間におけるインフレリスクの負担について整理されていますでしょうか。	インフレ調整等は実際の運転期間のみに適用されます。また、基準価格指数の設定基準日は運転開始日となります。契約締結から運転開始までの期間におけるインフレリスクは発注者負担とします。
39	13	第40条	4		物価の変動等に基づく委託料の変更	運転開始後のインフレ・デフレリスクについて、変動後の業務委託料は請求時を基準とする旨記載がありましたが、実際に業務委託料が変動する日付は各種の手続きを行った後と想定しています。この場合、請求時から実際に業務委託料が変動した日付までの期間分は請求されるという理解でよろしいのでしょうか。	請求時が基準となります。
40	13	第40条	4		物価の変動等に基づく委託料の変更	「物価指数等」というこの指標について、それ以外の指標を用いる点について合理性があった場合、この点についても協議ができるとの理解でよろしいでしょうか。また、物価指数等の資料を補う別の資料をもって根拠の補強(場合によっては代替)をさせていただく等の取り組みは認めていただけるのでしょうか。	明確な根拠となる資料であれば可能とします。

5 運転維持管理業務委託契約書(案)に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
41	13	第40条	4		物価の変動等に基づく委託料の変更	「物価指標等に基づき発注者と受注者が協議してして定める」具体的な手法やその計算手法については、発注者・受注者共に協議で定めることは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
42	13	第40条	4		物価の変動等に基づく委託料の変更	「物価指数等」という指標については、労務費については、公共工事設計労務単価（国土交通省）の電工労務単価や、物品については積算資料（（一財）経済調査会発行）や建設物価（（一財）建設物価調査会発行）などの公開資料と解釈してよろしいでしょうか。若しくは具体的な例示をお願いできないでしょうか。	「建設物価指数」、「公共工事設計労務単価」、「企業向け物価指数」、「消費者物価指数」、「資材価格一覧」等の物価指数から、契約の性質や適用範囲に応じて適切に選択し適用します。
43	13	第40条	4		物価の変動等に基づく委託料の変更	「物価指数等に基づき」と記載されていますが、いつ頃どちらより提示するのでしょうか。計算式の想定はございますでしょうか。ご教示ください。	時期などは事業者より請求するものとします。現時点で計算式の想定はありません。
44	13	第40条	4、6		物価の変動等に基づく委託料の変更	「請求を行った日」の解釈について、急激なインフレ・デフレになったと解釈できる地点(時期・日付)から、実際に「請求を行った日」には期間的なズレが生じていると考えます。このケースが殆どを占めることになる想定していますが、この場合に「急激なインフレ・デフレになったと解釈できる地点」から「請求を行った日」までの期間分は訴求されるという理解でしょうか。	請求時が基準となります。
45	13	第41条	2		業務委託料の減額又は支払停止等	「虚偽」とは、事実ではないことを事実であるかのように意図的に見せかける嘘や偽りをいい、単純な記載ミスは含まれない、との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
46	14	第42条	4		不可抗力による損害	「発注者は、かかる不可抗力により各年度に生じた追加費用のうち、業務委託料の年度総額の 100 分の1を超える額を負担しなければならない。」とありますが、100分の1までは受注者の負担との解釈でしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
47	14	第42条	4		不可抗力による損害	不可抗力において100分の1以下を受注者が支払う場合、建設工事請負契約であれば従来の慣例として、不可抗力における一定程度までの負担を求められるのは致し方ないと考えますが、本件業務は業務委託ですので、不可抗力における負担は納得いきません。この割合を設定された根拠について、ご教示ください。	「民法第536条（危険負担）」及び「公共工事標準請負契約約款（国土交通省）第30条」に基づき設定していますが、優先交渉権者との最終案協議時に決定します。
48	14	第44条	2		法令等の変更に伴う協議及び追加費用の負担	「別紙12」は、今回の募集要項等には見当たりません。「別紙12」についてお示しください。	募集要項の別紙3のリスク分担表です。
49	14	第44条	2		法令等の変更に伴う協議及び追加費用の負担	別紙12を公表をお願いいたします。	募集要項の別紙3のリスク分担表です。

5 運転維持管理業務委託契約書(案)に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
50	14	第46条	1		予算の減額又は 削除に伴う解除 等	「この契約は長期継続契約」との記載があります。 「長期継続契約は、債務負担行為として予算で定める ことなく、各年度における予算の範囲内で費用負担す ることを条件として、複数年度にわたる契約を締結す ることができるもの」との理解です。優先交渉権者選 定基準及び提案様式Ⅲ-3では、履行期間に対する事業 費用（見積提案価格）を提案することになっており、 債務負担行為であれば履行期間における事業費は担保 されますが、長期継続契約は契約の継続性は約されま すが、事業費は担保されません。長期継続契約であれ ば、単年度の見積提案価格の提示で良く、履行期間中 に受注者が提示する毎年度の提案価格を双方協議で決 定することで事足ります。要求水準書や運転維持管理 契約書の内容は債務負担行為を前提とした複数年契約 の内容になっていますので、長期継続契約であれば、 内容を再検討する必要があると考えます。この契約 が債務負担行為（義務的経費）ではなく、長期継続契 約とする理由・意図について、ご教示ください。	債務負担行為として予算を定めています。

6 その他の質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1					要求水準書 (案)に対する 質問 No. 45	本回答では、現況図の漏れ、誤記などの情報瑕疵に関しては、貴町は責任を負わないと回答されています。開示頂いた情報次第では、著しく費用を伴うものが多いものと思料します。現時点で公表されている情報に関しては、事業者では負えないリスクであるため、再考頂けないでしょうか。提案書提出時点では、調査し得ない地点などあるため、仮に重要な高さ関係の誤記などにより、事業者が提案した浄水工程で不測の状況が生じた際には、負いきれないリスクであると考えます。	要求水準書（案）に対する質問の回答のとおりとします。
2					要求水準書 (案)に対する 質問 No. 154	施設・設備の健全性について 通常の保守管理を実施しても、経年に伴い劣化することは避けられません。性能保証と契約不適合の判断に関して、考え方をご教示頂けないでしょうか。	事業者との協議により決定します。
3					既存施設の改築 更新計画の開示 について	既存施設（新浄水場除く）は、今後使い続ける施設が多く今後の維持管理計画を検討する上で重要な位置づけとなります。つきましては、当該施設の改築更新計画を開示頂くことは可能でしょうか。	現在のところ改築更新計画はありませんので、開示できません。
4					運転管理データの 開示について	中央情報処理装置から日報、月報、年報、任意報、故障・異常報が帳票として出力されていますが、過去3年間分のデータを開示していただけないでしょうか。日報についてはデータ量が多いことから、各月の任意の代表日のみでも結構です。	現地見学会時に提供済です。また、故障・異常報はデータとして保存できませんので、開示できません。
5					第1水源系導水管 (鳴淵ダム) 第2水源系導水管 (山王水源)	現調時にご提示頂いた「第1浄水場更新基本設計業務委託 成果品 1-6. 水理検討」において、「1号導水管 φ250mm L=1,200.0m」「2号導水管 φ150mm L=900.0m」とありますが、本提案においてもこの条件を用いて水理検討を行って問題ないでしょうか？	ご理解のとおりです。
6					送水管（浄水池 ～既配水池）	現調時にご提示頂いた「第1浄水場更新基本設計業務委託 成果品 1-6. 水理検討」において、「既設送水管 φ250mm L=350.0m」とあります。一方で同じくご提示頂いた「平成2年度第一浄水場改良工事 竣工図」では「既設送水管 φ200mm L=110m程度」と読み取れます。本提案においては新しい資料である前者の条件を用いて水理検討を行って問題ないでしょうか？	ご理解のとおりです。

6 その他の質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
7					鳴淵ダムの流出水位	①現調時にご提示頂いた「第1浄水場更新基本設計業務委託 成果品 1-6. 水理検討」では、鳴淵ダムの流出水位(最低水位)は「LWL=94.7m」として計算されております。 ②「要求水準書 別紙2 現況の水位高低図」では、鳴淵ダムからの原水を第1浄水場流入前に一旦受けている水槽があり、水位高低図からは水槽流出側でGL+87~88程度と読み取れます。 ③現調時にご提示頂いた「鳴淵ダム資料(取水位置、導水管管理等) 5-2 利水放流設備」では、既設用水用設備流出管の高さは「EL=79.5m(バルブ中心)」、四角堰越流面の高さは「EL=80.1m」とあります。 【質問1】 上記③について、既設用水用設備流出管が鳴淵ダムから第1浄水場への流入管であると理解してよろしいでしょうか。 【質問2】 上記①②③より鳴淵ダムから第1浄水場への流出WLの整合がとれていないように読み取れますが、鳴淵ダムからの流出水位はいくつに設定すればよろしいでしょうか。 【質問3】 上記③の四角堰越流面の高さ「EL=80.1m」が鳴淵ダムからの流出水位とすると、上記①の水理検討より1号導水管損失水頭「4.9m」や第1浄水場着水槽の「HWL=76.9m」の条件では、自然流下の導水が出来ない計算となりますが、その理解でよろしいでしょうか。	【質問1】 ご理解のとおりです。 【質問2】 バルブ室及び減勢槽流出管の高さはEL=79.5m(管中心高)としてください。（「要求水準書(案)に対する質問への回答」No.163参照） 【質問3】 バルブ室及び減勢槽流出管の高さはEL=79.5m(管中心高)とし、建設予定地の中で適切な位置に着水井及び計画水位を設定し計算をお願いします。